

# 入 札 説 明 書

令和 7 年 8 月

群馬県県土整備部監理課

スマートフォン端末賃貸借及び電気通信サービスに係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1. 公告日

令和 7 年 8 月 8 日（金）

## 2. 入札説明書に関する質問受付期間等

(1) 入札説明書に関する質問がある場合は、書面（任意様式）により提出すること。

① 受付方法 電子メール、持参又は郵送  
(メールアドレス：kanrika@pref.gunma.lg.jp)

② 受付期間 令和 7 年 8 月 8 日（金）から令和 7 年 8 月 27 日（水）までの毎日  
・持参の場合：土日祝日を除く午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時まで  
・電子メール又は郵送の場合：令和 7 年 8 月 27 日（水）午後 5 時必着

③ 受付場所 〒371-8570  
群馬県前橋市大手町一丁目 1 番 1 号  
群馬県県土整備部監理課総務係  
電話 027-226-3511（直通） FAX 027-224-1047

## 3. 担当部局

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目 1 番 1 号  
群馬県県土整備部監理課総務係  
担当 都丸  
電話 027-226-3511（直通） FAX 027-224-1047

## 4. 調達内容

- (1) 賃貸借物品及び提供サービス スマートフォン端末 27 台及び電気通信回線 27 回線
- (2) 賃貸借及び提供サービスの特質等 別添仕様書による
- (3) 賃貸借及びサービス提供開始期限  
令和 7 年 10 月 1 日（水）
- (4) 賃貸借及びサービス提供期間  
36 か月
- (5) 納入場所 群馬県庁 21 階北フロア 監理課

## 5. 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成 3 年群馬県規則第 18 号。以下、「規則」という。）第 170 条の 2 の規定により作成された物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第 170 条第 2 項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。

- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

## 6. 入札参加資格の確認

- (1) この公告の入札の参加希望者は、5 に掲げる入札参加資格を有することを証明するため次に従い、入札参加申請書及び消費税等に関する課税（免税）事業者届出書（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。  
なお、申請期限日までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の入札に参加することができない。
- ① 提出期間 令和7年8月8日（金）から令和7年8月27日（水）までの毎日  
・持参の場合：土日祝日を除く午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで  
・電子メール又は郵送の場合：令和7年8月27日（水）午後5時必着
- ② 提出方法 電子メール、持参又は郵送  
（メールアドレス：kanrika@pref.gunma.lg.jp）
- ③ 提出場所 〒371-8570  
群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
群馬県県土整備部監理課総務係  
電話 027-226-3511（直通） FAX 027-224-1047
- (2) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和7年9月1日（月）までに電子メール又は郵送により通知する。
- (3) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、電子メール又は郵送よりその旨通知する。
- (4) その他  
①申請書等を提出した者は、契約担当者から求められた場合は、説明し、協議に応じ又は書類の変更に応じる義務を負うものとする。  
②上記①によるもののほかは、提出期限日以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

## 7. 入札方法・入札及び開札予定日時

- (1) 落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の10%を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札手続において使用する言語と通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、封印した入札書を入札会場に持参しなければならない。封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「スマートフォン端末賃貸借及び電子通信サービスに係る入札書在中」と朱書きする。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札後、仕様書等に係る不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (6) 入札・開札の場所及び日時  
群馬県昭和庁舎2階 25会議室 令和7年9月11日（木）午後2時

- (7) 代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書に代理人の氏名を記載し当該代理人の印を押さなければならない。又、入札書の提出の際に「委任状」(別紙様式第2号)を提出しなければならない。
- (8) 第1回の入札において落札者がいないときは、第2回目の入札を行うことがある。第2回目の入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

## **8. 入札保証金及び契約保証金**

免除

## **9. 開札**

開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。

## **10. 入札の無効**

- (1) 次の各号に該当する場合は、当該入札書の入札を無効とする。
  - ア 入札参加資格を有しない者の入札
  - イ 書類等に虚偽の記載を行った者のした入札
  - ウ 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき
  - エ 入札に際し、不正の行為があったとき
  - オ その他、入札に関する条件に違反したとき
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

## **11. 落札者の決定方法**

規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべきものが2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## **12. 契約書**

- (1) 契約書の案は、別添のとおりとする。
- (2) 落札者は、落札通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に理由があると認めた場合は、この限りではない。期間内に契約締結に応じないときは、契約の相手方となる資格を失う。
- (3) 契約締結の際には賃貸借料と電気通信サービス料の内訳を明示すること。

## **13. その他**

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札説明書及び仕様書を入手した者は、これを本件入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (3) 入札説明書に記載されていない事項については、群馬県財務規則、地方自治法、同法施行令など関係法令の定めによる。